

役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 有備会

役員等報酬および費用弁償規程

(目的・定義)

第1条 この規程は、社会福祉法人有備会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」）の報酬および役員等及び評議員選任・解任委員の内、外部委員（以下「外部委員」）の費用弁償に関する事項を定める。

2 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事の報酬)

第2条 理事長及び理事長の命を受けた理事が法人及び事業所の運営の為の業務にあたった場合は、勤務実態に応じて別表1により報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額は、勤務実態に応じて50万円を上限とし、評議員会で協議の上決定する。

(監事の報酬)

第3条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

(支給日)

第4条 理事・監事の報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。但し、賞与については法人が決定した賞与支給日に支払う。

2 監事の報酬は、監査の業務にあたった日に支払うことができる。

(費用弁償)

第5条 役員等および外部委員が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等および外部委員の居住地から計算し、職員の旅費規程に基づき、交通費の実費額とする。

3 日当は、旅費規程に定める額とする。

(退職金)

第6条 法人本部に常務する理事に対し、勤務実態に応じて退職金を支給することができる。

ただし、理事が職員である場合は、職員退職金規程に基づくものとし、別途これを支給しない。

- 2 前項の退職金の額は、勤務実態に応じ評議員会で協議の上決定し、支給するものとする。

(弔慰金)

第7条 役員が在任中に死亡した時には、弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。ただし、役員が職員である場合は、慶弔見舞金支給規程に基づくものとし、別途これを支給しない。

- 2 前項の弔慰金の額は、勤務実態に応じ都度審議の上決定し、支給するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付則

この規程は、平成29年 6月19日から施行する。

平成29年 7月 1日 一部改訂

別表1：法人本部に常務する理事の報酬（第2条関係）

役職名	報酬月額	備考
理事長	月額 500,000 円	左記の額を上限とする。
	日額 25,000 円	—
理事	月額 200,000 円	左記の額を上限とする。また、報酬月額×12ヶ月を年間報酬総額とし、その範囲内で報酬月額の他に賞与を支給することができる。
	日額 25,000 円	—
その他	評議員会の協議により決定する。	

別表2：監事の報酬（第3条関係）

報酬額	備考
日額 50,000 円	左記の額を上限とする。